

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する

モニタリング会合

2025 年度 第 8 回 議事録

■ 開催概要

＜日 時＞ 令和 7 年 10 月 20 日（月）14:00～15:30

＜場 所＞ ハイブリッド開催（経済産業省 本館 17 階 第 5 共用会議室／Teams）

■ 出席者

＜委員＞（座長以下五十音順）

岡田座長、生貝委員、伊永委員、善如委員、武田委員、百歩委員、平山委員、増島委員、和久井委員

＜オブザーバー＞

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
丹羽代表理事 副会長

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

一般社団法人ECネットワーク 沢田理事

公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事

公益社団法人日本アドバイザーズ協会・一般社団法人デジタル広告品質認証機構
小出専門研究員・事務局長

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会 柳田事務局長

＜関係省庁＞

公正取引委員会事務総局 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 太田補佐、吉田係長、松下官

個人情報保護委員会事務局 水官、小山官

消費者庁 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 落合室長

総務省 情報流通行政局 参事官室 寺本参事官、徳江参事官補佐、村田官

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 利用環境課 小玉補佐、高鍋係長、片上官

＜事務局＞

経済産業省 渋谷大臣官房審議官（IT 戦略担当）、岩谷デジタル取引環境整備室長

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（令和 7 年度事務局運営支援業務委託先）

■ 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - ・ モニタリング会合意見とりまとめ（案）について
3. 閉会

■ 配布資料

- 資料 1 モニタリング会合意見とりまとめ（案） 概要
- 資料 2 モニタリング会合意見とりまとめ（案）（オンラインモール分野）
- 資料 3 モニタリング会合意見とりまとめ（案）（アプリストア分野）
- 資料 4 モニタリング会合意見とりまとめ（案）（デジタル広告分野）
- 参考資料 1 利用者情報の取扱いに関するモニタリング結果

■ 討議

1. 開会

○岩谷室長 ただいまから、2025 年度デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の第 8 回会合を開催させていただきます。事務局を務めます経済産業省デジタル取引環境整備室長の岩谷です。委員、オブザーバー、関係省庁の皆様方にはご多忙のところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の出席者ですが、高倉委員、黒田委員、若江委員、梅村オブザーバーがご欠席の予定です。善如委員、増島委員、和久井委員、小出オブザーバーは、後ほどご参加の予定とお伺いしています。

ここからの司会は、座長の岡田先生にバトンタッチさせていただければと思います。岡田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議題

○岡田座長 承知しました。座長の岡田です。

それでは、本日の議事について、ご説明できればと思います。前回の会合では、モニタリング会合のとりまとめ（案）について議論いたしました。その後、事務局のほうで、委員、オブザーバーの皆様からいただいた意見に基づき、修正され、とりまとめの最終案を整理されたとおっております。本日はその案について議論できればと思います。

では、事務局からとりまとめ（案）について簡単にご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

<資料説明>

○岩谷室長 岡田先生、ありがとうございます。

それでは、資料 1 に基づきましてご説明させていただきます。今年度のモニタリング会合ですが、おめくりいただきましてスケジュールの関係です。6 月 30 日に第 1 回を開催し、重点テーマに関するプラットフォームへの質問案を議論いたしました。その後、プラットフォームへ質問を発出し、書面での回答を頂戴しました。その書面に基づきまして、7 月、8 月に非公開で議論を行いまして、回答内容についての議論、また再質問についての議論がありました。その後、再度プラットフォームに対して更問について発出いたしまして、書面の回答がありました。それを受けまして 10 月に 6 回、7 回、各分野におきまして書面の回答及びとりまとめ（案）について議論を行い、本日、10 月 20 日において再度とりまとめ（案）の議論を行うというようなスケジュールをとってまいりました。

続きまして、とりまとめ（案）の内容についてご説明させていただきます。次のページです。透明化法の効果等の全体概観について、まず上の箱をご説明させていただきます。

一番上のポツ、今回のモニタリングレビューは、オンラインモール分野・アプリストア分野につきましては 4 回目、デジタル広告分野につきましては 3 回目となりました。

2 ポツです。これまで行ってまいりました利用事業者向けアンケートは、透明化法施行前後におきまして、デジタルプラットフォームとの取引環境につきまして、概ね7割以上の事業者様が「改善あり」とご回答いただいております。また対前年度比でも概ね半数以上が改善と評価というような結果が出ております。

一方で、3 ポツ目ですが、デジタルプラットフォームの取引環境におきましては、プラットフォームと利用事業者の間の交渉力の差は依然として大きいと、引き続き法執行を通じた国の関与が不可欠と認識しています。モニタリング会合におきましても、様々な声を頂戴しております。この参考で書かせていただいたような声も頂戴しているところです。

2025 年度会合のとりまとめにおける主な指摘事項につきまして、下の箱に、各分野につきましてまとめさせていただきました。これらにつきまして次ページ以降でご説明させていただきます。

まず、オンラインモール分野です。Amazon からまいります。Amazon につきましては、一般利用者、利用事業者から提供のあった情報の活用についてのテーマです。主な点につきましては、評価できる点といたしまして、規約違反の疑いに関する情報提供につき、専用の連絡フォームを設置していること、また定期報告書において苦情の件数並びに苦情の分析概要についても報告がありました。他方で、利用事業者の4割はAmazonによる返品判断に納得していない状況であるほか、苦情等の対応の十分性、またスピードに課題があると認識しています。そうしたことから、会合におきましては、特に返品・返金処理に関してなどの苦情等を分析し、分析結果を規約の変更や措置の改善等に生かす取組みを求めることが適切との議論がありました。また、取組み内容は具体性をもって定期報告書に記載することを求めることが適切とのご議論もありました。

次ページにいただいていただきまして、楽天についてです。主な指摘としては、一番上の段ですが、苦情件数の適切な集計・報告のテーマです。評価できる点につきましては、「苦情・紛争窓口」に加えまして、今年度は定期報告書におきまして、コールセンター、契約解除、契約違反等の窓口への声も件数としてご報告いただきました。また、寄せられた声の主な類型についても報告いただきました。他方で、苦情の定義がまだ限定的との課題があります。こうしたことから、会合といたしましては、苦情の適切な処理、苦情等を端緒とした運営改善のため、現在の苦情の定義を拡張する再検討を行うことを求めることが適切とのご議論でした。

次ページにいただいていただきまして、LINE ヤフーです。一番上の段、苦情の件数の適切な集計・報告のテーマです。評価できる点といたしましては、LINE ヤフーの「苦情」の定義に当てはまらない声につきましても記録管理し、事業の改善に活用しているという点がありました。他方で、昨年度の苦情件数が8件と定期報告書で報告がありましたのに対して、経済産業省が運営します相談窓口にはLINE ヤフー関連で166件の相談があった状況です。LINE ヤフーでの苦情の定義が限定的であるという課題があります。一番右の列ですが、会合での意見といたしましては、苦情の適切な処理、苦情等を端緒とした運営改善のため、現在の苦情の定義を拡張する再検討を行うことを求めることが適切ではないかという議論が

ありました。

おめくりいただきましてアプリストア分野です。

おめくりいただきまして **Apple** です。主な指摘に関しましては、返金処理における適切なコミュニケーション。一番下の段です。評価できる点といたしましては、ユーザーがデジタルコンテンツを既に使用しているなどの情報を、返金判断の材料として利用事業者が **Apple** に **API** 経由で通知できる仕組みを構築しているとのこと。また、返金判断の機械学習モデルにおいて、当該情報を加味していることといった点がありました。一方で、返金に関する利用事業者とのコミュニケーションに課題があることについて指摘がありました。こうした点を踏まえまして、一番右の列ですが、返金申し出を認容した理由を利用事業者が求める背景を把握し、返金判断について適切にコミュニケーションをするよう求めています。また、利用事業者による **API** の利用拡大のための取組みを求めることは適切とのご議論でした。

おめくりいただきまして **Google** です。一番下の段です。アカウント停止・アプリ削除といった拒絶措置の慎重な判断についてのテーマです。課題といたしまして、拒絶措置を判断する際の正確性に課題があるという指摘がありました。これを踏まえまして、一番右の列ですが、拒絶措置の必要性・相当性について慎重に判断するよう求めること、また誤った拒絶措置の可能性も加味し、利用事業者との相互理解を促進するさらなる取組みを講じるよう求めることが適切とのご議論でした。

続きまして、デジタル広告分野です。

Meta です。一番上の段で、国内管理人による運営改善のテーマです。評価できる点としまして、日本法人の機能横断チーム等が問い合わせ等の対応・本社との連絡と調整・進捗管理・サービス改善、また、本社のポリシー、製品、アカウント担当グループと連携しているとのこと。また、**Meta** による誤った措置の撤回権限というものを保有していることがありました。他方で、課題といたしましては、定期報告書や書面回答における説明に具体性が欠け、取組み自体が不明瞭である点、また海外本社への問い合わせにおける日本法人の対応に不満があるなどの点がありました。これを受けまして、一番右の列ですが、必要な権限や知識を持って、案件の進捗管理やエスカレーションチャネルの調整を行い、苦情等の解決の円滑化を求めるという議論としています。また、取組み内容を、具体性をもって定期報告書に記載することを求めることが適切とのご議論でした。

おめくりいただきまして **LINE** ヤフーです。一番上の段です。苦情を計測する取組みについてのご指摘です。評価できる点としましては、**LINE** ヤフーの「苦情」の定義にあてはまらない改善要望も含めて運営改善の端緒としている点がありました。他方で、苦情の定義を限定していること、また 2025 年の定期報告書で報告のあった苦情の件数が 64 件にとどまっているという点があります。これを踏まえまして、一番右の列ですが、苦情の適切な処理・苦情等を端緒とした運営改善のため、利用事業者の声の内容・趣旨に即して、現在の苦情の定義を拡張する再検討を求めることが適切とのご議論でした。

おめくりいただきまして、最後に **Google** です。主な指摘としましては、次のページ、上

の段です。媒体審査における慎重な判断についてです。評価できる点としまして、審査担当者の決定を、Google の AI 検出や違反措置システムに学習させ、継続的に改善している点がありました。他方で、課題としまして、機械審査で媒体社への広告配信停止措置は広く行い、異議申立てを待って誤検知による措置は後で修正するというアプローチは、媒体社の収益を得る機会を制限する可能性があるとのことでした。また、媒体社からの異議申立てに対する措置の当初判断の取消し割合のうち誤った判断の件数をカウントしておらず、こうした情報が改善に用いられているか不明瞭な点があります。これを踏まえて、一番右の列ですが、広告枠の停止措置に当たっては、誤判定が最小化されるよう求めるとの議論を記載しています。また、リスクの高低に応じて媒体社に対する措置理由の開示を検討するよう求めること、さらに、誤った判断件数が把握できるよう分析し、可能な限り説明するよう求めることが適切とのご議論でした。

事務局からの説明は以上です。ありがとうございます。

<質疑・討議>

○岡田座長 ありがとうございました。

ただいまご説明いただきましたモニタリング会合とりまとめ（案）について、委員、オブザーバーの皆様からご発言をいただければと思います。また、このとりまとめ（案）に限らず、本会合の今年度の進め方を最後ですので振り返っていただいて、課題や、あるいは改善法について、もしご意見があれば、あわせていただければとも考えております。今会合は全ての分野合同で今やっておりますが、どの分野からでも、ということで、また各委員、オブザーバーの皆様も異なる担当分野以外の案についてはあれかもしれませんが、本会合の進め方等を含めまして、昨年度と進め方をだいぶ変えておりますので、そのようなことに関連してご意見をいただいてもよろしいかと考えております。そのようなことで、どなたからでも結構ですが、皆様からご意見を頂戴できればと思います。では、平山委員、お願いいたします。

○平山委員 委員の平山です。

今年度も指定事業者であるプラットフォームの皆さんから、様々な改善のご報告をいただきました。また、私を含めて委員からさまざま質問を差し上げましたけれども、誠実にお答えをいただきまして、充実した会合とりまとめの作成に至ったものと思いました。ありがとうございます。

その上で一言ですが、資料 1、今の説明をいただきました 6 ページのモール分野、楽天についてです。右の一番上の欄に会合意見（案）がありまして、苦情の定義を拡張する再検討を求めるというとりまとめが示されているところです。これに対応する会合意見とりまとめの本文は資料の 2 番、オンラインモール分野の意見とりまとめの 2 3 ページでして、そこを念のためご指摘しておきたいと思います。そこには、EC コンサルタントへの申し出が解決されないという連絡が相談窓口委託先に対して多数寄せられていると記されています。

苦情に区分されているものと、その他に区分されている申し出があつて、その他に区分されているものについては、楽天において記録、集計を行っていないという事実が確認されたということも記されております。

そうしますと、今回、会合とりまとめ意見として示した苦情の定義の拡張ということは、定義を拡張しておしまいということではないのでありまして、定義が拡張され、そして拡張された定義のもとでの苦情が適切に集計され、そのあとに、楽天さんには適切な対応にぜひ取り組んでいただきたい。ここでは、EC コンサルタントと利用事業者との関係の在り方について改善の余地が発見されればしていただきたいということが、将来のさらなる改善の取り組みのお願いとして、黙示のうちに含まれているものと私としては理解しておりまして、継続的な取り組みを期待したいと思っております。

以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。特に文言の修正という話ではないですね。

○平山委員 はい。会合意見とりまとめは適切だと思いましたが、今後の検討課題がさらにあるのではないかとコメントさせていただきました。

○岡田座長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見等はいかがでしょう。どちらからでも結構です。沢田オブザーバー、お手が挙がっていますね。よろしくお願いします。

○沢田オブザーバー ありがとうございます。どなたもいらっしゃらないならということで、委員の先生を差し置いて、すみません。先に失礼いたします。

とりまとめ、大変お疲れさまでした。今日は概要のほうだけご説明いただきましたけれども、本文は大変読みやすく、わかりやすくおまとめいただいたと思います。特に、重要事項に絞ったという点もですが、今回は指定事業者さんとやりとりされた内容が具体的で、課題と対応策の解像度が上がった点はとてもよかったと思っています。個別企業の内部の管理体制がここまで詳細に公開されるということは普通あり得ないと思うのですが、デジタルプラットフォームというビジネスの特殊性として、一定程度の透明性が要求されるということなのだろうと改めて思った次第です。この文書は、まだ確定しているわけではないかもしれませんが、公開されれば利用事業者にとっても、今まで断片的にしか見えていなかったところや、規約でなかなか読み取れきれなかった内容が、プラットフォームの考え方とともに整理されて、まとまって記載されているという点で、有益な文書なのではないかと思いました。

ぜひそれぞれ利用事業者さんに読んでいただいて、もし実務の実感と違う点があれば指摘していただくほか、個別ケースとして相談窓口に出していただくという形で、今後のモニタリングをしていただくとよいのではないかと思います。私も、知り合いの利用事業者さんにぜひ読んでもらおうと思っているところです。

とりまとめ（案）について、特に修正等の意見はないことは前回も申し上げました。私の感想は、資料１の３ページ目に記載いただいたとおりです。詳細をここで繰り返すことはしませんが、前回は非公開の会合での発言でしたので、議事録が公開されたときに改めて確認いただけるとよいかと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○岡田座長 ありがとうございました。私のほうでは手が挙がっているのを確認できていないのですが。万場オブザーバー、お手が挙がっていますね。よろしくお願いします。

○万場オブザーバー すみません。オブザーバーですが、よろしくお願いします。

オンラインモールに関してですが、利用事業者からの苦情相談に対する整備が進められておられ、担当部署とも情報共有してエスカレーション対応もしっかりやっているというところにつきましては、評価をしたいと思います。ただ、モニタリング会合の問いに対して、「担当部署と連携し、速やかに対応している」ことや、「他部署と連携し、対応している」という回答がありますが、「速やか」ということは、かなり短い期間であろうと思いますし、他部署と連携するということは当然のことだと思いますが、できるだけ早く、素早い対応が必要なのではないかと思います。モールにとっては何万分の１の苦情かもしれませんが、例えば売上留保などにつきましても、やはり利用事業者にとっては死活問題となるということもありますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

実際にご相談の中には、申し出てから数カ月あるいは半年もたつのに、苦情相談の進展がないというような声もありますので、そうしたことが事業者からの不信感につながるのではないかと思います。相談内容によっては、確かに関与する人がたくさんいらっしゃる、関係者が多数あって複雑な案件もあろうかと思いますが、少なくとも途中経過を報告するなど利用事業者に対して通知をし、対応状況などの報告もあれば、少しでも不信感もなくなってきた、苦情対応がスムーズにいくのではないかと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○岡田座長 ありがとうございました。

そのほか、ご意見等、いかがでしょうか。伊永委員、お願いいたします。

○伊永委員 ありがとうございます。

私も、とりまとめ（案）に特に修正点などはありませんで、全面的に賛成をしています。

私からのコメントは、今後の対応や来年度の進め方というお話に尽きるのですが、今年のヒアリング等を対面で行わないで問を立てて深掘りしていくというやり方は、現時点において成功していると思っております。このやり方を来年度以降も続けていただけたらと思っています。

それから、今年のとりまとめ（案）において特徴的だったのは、一事業者ごと評価のポイ

ントをまとめられたという点です。何が大事か伝わりやすく読みやすくなっているという点で、非常に高く評価できるのではないかと思います。

1点挙げるとすれば、マスコミなどに公表する際にも、本会合で配られた資料1のようなわかりやすい資料というのがありましたら取り上げやすいですし、それから規制対象事業者以外の事業者たちにも、どのような先進的な取組みをなされ、課題に対してどのような対策を立てているかという取組み自体が広がっていく可能性を感じていますので、参考にしやすいのではないかと考えています。これに加えて、さらに1枚全体をまとめた絵が入ると、さらなるわかりやすさ、業界以外の方にもより理解していただけるようになるかと考えています。公表の仕方という点で、わかりやすさを追求する資料を、1枚、2枚で結構ですので、つくっていただけたらと思います。

それから、外国に対しても情報発信をされたらどうかと思いました。評価詳細版の全体を英語にするのが難しいようであれば、資料1のようなものだけでも英語での発信というのをされると、Google や Apple など外国企業であることもあり、このような企業の内部にもメッセージが伝わりやすいのではないかと考えました。

私からは以上になります。ありがとうございます。

○岡田座長 ありがとうございました。会合の進め方等に関しても、今いろいろご意見をいただいたところかと思えます。また、公表の仕方についても、いろいろご意見をいただいたところかと思えます。でも、これは資料で15ページもあるわけですね。これをさらに要約は可能なのか。事務局、いかがですか。この資料1というのをまたさらに要約することは、あるいはそのような形で公表は考えられるのかどうか。また、あと英語での発信という点についても今ご意見をいただいたのですが、その点、事務局、いかがでしょうか。

○岩谷室長 岡田先生、伊永先生、ありがとうございます。まずお尻から。英語での発信につきましては、本文が長いので概要のほうがやりやすいなとは思っていますので、そのような情報発信を進めてまいりたいと思います。

もう1点、こちらの概要につきましても、今回、会合の開催に際しまして公表させていただいております。ですので、端的にご説明をすると3ページ目の内容が今回の概要という形になりますので、それよりもさらに詳しい内容ということになると、後ろにいったいて、各分野、各プラットフォームで見ただけという工夫をしております。ですので、最初の2枚での説明、またさらに知りたい方はさらに後ろを見ていただくというような構造をとることで、分量もあるのですが、端的に見たい方、また詳しく見たい方という形で、ニーズに応じて見ていただけるということを工夫して作成いたしました。こちらは、資料を中心に情報発信をしていければと考えているところです。

以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。

○渋谷審議官　　すみません。1点補足をさせていただきます。英語の発信ということですが、経済産業省では、EU、欧州委員会との間で、毎年、日 EU のデジタル政策対話というのを行っております。その中で、この透明化法の運用についても、EU 側の関心が高く、例えば今年も4月にブリュッセルで会合があったのですが、そこに私も行きまして、あとこのデジタル取引室の面々も行きました。特に室員は、直接顔を突き合わせてやりとりをするという場もありまして、会合でも概要資料をお互いに説明をし合うという場がありました。そのような資料も、こういった形で公表できるかわかりませんが、できるだけ英語での発信ということに力を入れていきたいと思います。以上です。

○岡田座長　　ありがとうございます。伊永委員、よろしいでしょうか。

○伊永委員　　はい、もちろんです。どうもありがとうございます。

○岡田座長　　ありがとうございました。
それでは、生貝委員、お願いいたします。

○生貝委員　　大変丁寧なまとめをありがとうございました。私のほうも本文に対する修正というわけではないのですが、2点だけコメントをさせていただきたいと思います。

まず1点目として、今回ですと例えばなりすましのところで、この概要資料の12ページに書いていただいているような人的リソースの拡充の状況のほか、こちらは概要資料には書かれていないですが、AI を利用したエラー率は、やはり広く情報流通全体にかかわる問題として、引き続き様々な広い文脈での制度との関わりも考えながら、やはり広く望ましい透明性のあり方というものを引き続き検討していただきたいと思います。

と同時に、やはりこうした、特に AI、アルゴリズムがどのように機能しているかということについては、媒体審査などにも広くかかわる問題であるところです。例えばやはり欧州のほうですと、デジタルサービスは B to C に限られない B to B の問題なども射程に含みますが、アルゴリズムミクストランスペアレンシーセンターという、いわゆる研究機能というものを大きなリソースをかけてつくって、それがまさにそのアルゴリズムの外形的な研究と分析というものを非常に深いレベルで行っているといったようなこともある中で、まさにいわば当局側の分析、リソース、そして理解のリソースといったようなものをどう担保していくかということも、まさに意味のある、この社会インフラの透明性と理解という意味で重要になってくるのかと感じているのが1点目です。

それから、2点目としまして、今、伊永委員からありました広報・周知ということは私も非常に重要だと考えております。そして、やはりこの取引透明化法という制度の趣旨の相互理解というものをしっかり醸成していく。そのためには、1つは、やはりより広く、いかにその利用事業者という方々に知っていただくかということも大変重要であります。

また同時に、ここでまさにプラットフォーム様の様々な努力とあわせて、そして事務局の方々のそれに対するこの検討会での分析といったようなところを含めて、そこで初めて明らかになった様々な情報というものが広く社会で知られて共有されて、そしてそれが様々な公の議論となります。はたして必要な公正性というもの何なのかということが論じられていく環境をどのようにつくっていくかということがやはり大変重要であると思いますので、そのような意味での広い情報発信というところは、これも常にコストとの見合いというところはあるかと思うのですが、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

また、先ほども最後におっしゃっていた英語での情報発信というのも、全くそのとおりだと思います。まさに、やはり私もこのようなものを海外に対して説明資料としますと、特にやはりソフトロー的なアプローチは、その文脈も含めてなかなか海外からは外形的に理解のハードルが若干高いところがあるなというのも感じているところです。まさにその文脈というものも含めて、先ほど渋谷審議官からもありました EU 等の当局に理解していただくというのも重要でありながら、より広く、研究者、あるいはジェネラルパブリックも含めた理解や周知というものを国際的にもとどう図っていくかということも視野に入れた取組みというものを期待しているところです。

私からは以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。大事なご指摘をいただいたと思います。こういうことを周知・広報していくことが、間接的にプラットフォーム事業者にもインパクトを与えると、こういうルートもあるかなと思いますので、やはりそのような意味では大事なポイントかなと、私も共感したところです。

そのほかご意見を。平山委員、お願いします。

○平山委員 たびたび失礼します。委員の平山です。

会合意見とりまとめと関係のないコメントをお許しいただけるのであれば発言したいと思いますが、法令解釈及び法令改正についてです。このモニタリング会合は、今年度の議論の中では、私は広告の担当ではありませんのでモール分野を念頭に発言しますが、生成 AI の扱いについて若干の議論があったものと承知しております。生成 AI は取引条件設定、アプリ審査などにおいていろいろな挙動を示すことになるかと推測されます。それらは、例えば、消費者が入力した質問に対してお勧め商品を画面に表示する機能などに生成 AI が用いられるということが知られていると思いますが、このような様々な挙動のうちいずれが透明化法の適用対象となるのかという、法令解釈が適切に示されることが、モール分野の指定事業者が定期報告書を作成する際に、作成し記載すべき事実関係の範囲を誤解しないために重要ではないかと思っております。

この点において、生成 AI 関連の透明化法の適用範囲は、全くないのか一部あるのかということをお示しいただくことが重要ではないかと思います。また、その解釈を示していただいた際に、その現行法解釈ではデジタルプラットフォーム取引の透明化及び公正化に

十分でない点があるということが発見されるに至った場合には、将来の見直しの際に検討課題に加えてもよいのではないかと考えております。

本年度の会合意見とりまとめとは関係のないコメントですが、今後の課題として検討されてもよいのではないかと思います。以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。今後の課題ということでご指摘いただきました。大丈夫ですか。

○岩谷室長 岡田先生、ありがとうございます。平山先生、ありがとうございます。

透明化法の規定につきましては、プロセスとして AI を用いるかどうかということについて、区別をしているわけではありませんので、今ご指摘のあった点につきましては、今後、プラットフォームのサービスの中でどのように AI が使われているのかということについても、事務局として、経産省として、理解を深めつつ、透明化法の適用について明確にするという必要のある点については、しっかり発信していくということを行いたいと思います。ありがとうございます。

○岡田座長 そのほか、ご意見などはありませんか。生貝委員は手が挙がっているのでしょうか。お願いいたします。

○生貝委員 はい。たびたび申し訳ありません。ありがとうございます。

今、平山委員がおっしゃったことは大事だなと思っております。要するに、生成 AI についても、あるいは先ほど私が申し上げたような AI による検知であるなど、いわば従来型 AI の在り方は、やはりこれは広く AI の実装における社会的にも極めて重要な文脈ということにはほかならないのかなと考えております。そうしたとき、私は AI 法に基づく AI 戦略調査会というところにも参加させていただいたりしているのですが、まさにあのような文脈との関わりも意識をしながら、このデジタルプラットフォーム分野における AI のしかるべき在り方ということを考えていくことにも価値があるように感じております。以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。広告分野でも AI の話はいろいろ話題になってきたところかと思います。また、いろいろなオープンソースの、いろいろなアルゴリズムの利用を含めたことについて、技術的な議論も随分行われたと認識しています。かなりテクニカルな内容ではありますが、恐らく今後すごく変化していく、技術的にも利用の実態を含めて変化していく可能性が大きいかなという印象を受けています。そのようなこともきちんとフォローしていく必要があるなと思います。事務局のほうで大変しっかりお調べいただいでいて勉強になりましたけれども、そのようなことを引き続き行っていただけると大変有益かなと感じております。

○岩谷室長 岡田先生、ありがとうございます。そうですね。引き続き、そのような技術の発展につきまして、しっかりフォローをし、皆さんとの議論のインプットとして提供してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○岡田座長 ありがとうございます。

そのほかご意見などはありませんでしょうか。岸原オブザーバー、お願いいたします。

○岸原オブザーバー アプリストアのところの資料3についてコメントをさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。まず全体として、今回、透明化法は4年目になりますが、実はアプリストアに関しては、12月18日に新法のほうに移管されるということで今回が最後になります。それに当たって、これまでいろいろアプリ事業者にとって課題だったところが、今回、経産省さんのほうから質問に関する更問ということで、非常に論点が深まったのではないかと思います。そのような意味で、アプリ事業者にとって長年の課題だったことが明確に Apple さん、Google さんのほうから回答をいただいて、ある程度今後の円滑なコミュニケーションにつながるようにことが、今回、多々出ているのではないかなということで、非常に前向きに評価したいと思います。

個別の件について、若干修正も含めてコメントさせていただければと思います。

まず Apple さんに関して、9ページ目の第2パラグラフにずっと課題であった件ですが、Apple では利用事業者が日本語でのコミュニケーションを希望する場合には、選択可能との運用になっているとの説明もありました。これについては、透明化法の施行規則の8条2項における法的な義務になっていますが、第7回会合で出されておりました更問2の回答では、Apple は日本語によるコミュニケーションについて可能な限りディベロッパーを支援しますという認識が示されております。これはアプリ事業者にとってはとても素晴らしい認識ではないかなと思いますので、Apple さんの認識を非常に評価したいと思います。これまで英語の対応が必須であるというのが、アプリ事業者のほうで誤解が結構あったかなと思います。そのため英語対応ができない事業者が直接折衝できない等で、非常に困難な状況があったということを聞いておりますが、そのような点ではディベロッパーの不安を大きく改善するのではないかなと思っております。

次に、14ページ目の最初のパラグラフのところになりますが、また各種の規約違反の深刻さに応じて、Apple からの通知があった日から14日～30日以内に違反を是正する機会が与えられる場合があることも評価できると考えられますということで、これもアプリの削除に関して事前通知をされる場合があるということです。これも前向きに評価したいと思うのですが、私としては Apple さんからの回答のうちの認識について、より評価をしたいと思います。具体的に Apple は、アプリ削除はディベロッパーにとって影響が大きいと認識しているため、このような14～30日以内の是正の機会が与えられる場合があります。また、アプリ削除は解決策が見出せないときの極端な処置ですということで、ディベロッパーに与える影響を適切に認識していることが、非常に評価できるのではないかなと思っており

ます。

次に、19ページ、最初のパラグラフになりますが、このAPIに関しても、これまで経産省さんを初めとして、様々な要望ということを出させていただいて、改善が進んでいる点ではないかなと思うのですが、Appleさんに関しては、DPCDと共同でセミナーを開催するなど、啓発にも力を入れていただいているという点は評価をしたいと思います。

また、Consumption APIの説明が非常に細かく例示も含めてされておりますが、後段のところに明記されている不正行為の可能性の対応につなげるため、具体例に「不正行為の可能性などの情報」ということを追記していただいたほうがわかりやすいのではないかと思います。アプリ会社と連携して、不正対象にあたることが表明されたことは大変評価できるかと思えます。OSアプリストア事業者とアプリ利用事業者では、把握できる情報に差異があります。実は、OSアプリストア事業者は全ての情報を握っているかという点、アプリ事業者ではないと把握できないような情報もあって、それによって不正を防止するということですが、過去にGoogleさんと日本のディベロッパーでつくったVoided Purchases APIが実際に効果を上げるということもありますので、ぜひ積極的に連携して、不正行為の防止につなげていただければと思います。

次、Googleさんに関してですが、24ページ目のところで、国内管理人による適切な調整を行うことや運営改善に向けた中心的な役割を果たすことについては、これを履行する仕組みを構築していると評価できると考えられるということで、国内管理人の対応ということが評価されているところですが、実際に相談窓口の立場からすると、ディベロッパーからの相談・照会手続において、審査部門だけでなく本社の制度部門を含めて可能な範囲での対応をいただいたことは、大変評価したいと思います。それによって、今回、Googleさんに関して本人確認に関する大きな制度変更があって、様々な課題、問題が発生したということがあるのですが、最終的にはそのような課題の解決につながったということは評価できるのではないかと思います。

一方で、36ページ目のところなのですが、ここは少し修正が必要ではないかということで、趣旨は理解をするのですが、アンケート結果から、「アプリのアップデートの不承認措置とアカウント停止または削除措置、これとアプリ配信停止または削除の措置、これを区別して、最終的な評価のところには、特にアプリのアップデートの不承認措置と、アカウント停止または削除措置などということで、アプリの停止と削除措置が明記されていない。これは「特に」ということで、アプリの停止、削除措置も含むということかとは思いますが、アンケート結果だけでそう判断していくのは、もう少し検証が必要ではないかと思います。特に限定する必要性というのがあまり考えられませんので、少し長くなりますが、「アプリのアップデートの不承認処置または停止・削除処置」に続いて、「アプリの配信停止・削除」も明記いただいたほうが、すっきり読めるのではないかと思います。

基本的には、エンフォースメント、拒絶措置について、必要性や相当性について、さらなる慎重な判断など、より制限的ではない、その他の代替手段の検討、それと最終的には利用事業者との相互理解の促進という3つの大きな対応がされておりますが、これはアプリの

停止・削除処置についても必要な対策ではないかと思います。

と言いますのは、前回のときにも一応コメントをさせていただきましたが、そもそも段階的なエンフォースメント処置を行うというコンセプトは、モニタリング会合が始まったときに Googleさんから提案されたものでした。その後、モニタリング会合では、突然削除はディベロッパーにとって影響が大きいと、可能な範囲で事前通知を求めてきましたが、前回、会合の質問への回答においては、あらゆる処置について事前通知する義務はない、期待されるべきではないという、これまでの主張が繰り返されております。誤解があるといけませんので説明しますが、あらゆる処置を事前通知できないということは、当然のこととして関係者は認識していると思います。ディベロッパーにとって影響が大きいと、軽微なものは事前通知を行うが、ユーザーに機会を与えるような違反は事前通知しない等の段階的なエンフォースメントが可能ではないかという趣旨です。Googleさんは、ぜひ段階的なエンフォースメントの改善にも取組んでもらえればと思っております。

少し長くなりましたが、以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。AppleとGoogleに1カ所ずつ修正のご意見と伺ったのですが、Appleは19ページ、Googleが今のところですかね。これに事務局のほうで何か今回答ができることがあれば、お願いできますでしょうか。

○岩谷室長 ありがとうございます。確認のためですが、Googleについては、36ページの①の部分について、アプリ停止・削除も含めるというようなことを明記する修正を行うべきだということだと思っておりますが、Appleについても、文言の修正が要というご趣旨だったのでしょうか。お伺いして、そうではないのではないかなという印象を持ったのですが、岸原オブザーバー、いかがでしょうか。

○岸原オブザーバー 19ページのConsumption APIの例示がいくつか情報として出されているのですが、ここに「不正行為の可能性」というのを追記してほしいという修正の提案でした。

○岩谷室長 承知いたしました。確認をして修正させていただければと思います。

○岡田座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。私のほうでは手が挙がっているのは確認できませんが。お願いします。

○丹羽オブザーバー オブザーバーの丹羽です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、とりまとめ（案）を読ませていただきまして、本当によくまとめられていると思いますし、事務局の皆様には大変感謝いたします。今回のとりまとめ（案）で、プラットフォーム

ーム事業者による取引環境の透明性、また公正性は、着実によくなってきていると感じます。苦情対応や情報開示の面で改善が進んでいるのは、消費者にとっても安心につながる大事な前進だと思います。ただ、まだ課題もあります。返品や返金、それから措置理由の説明などについては利用者がもう少し納得しやすい形で運用されることが今後の課題とまとめのところにも書いてありますが、工夫等が必要かと思います。

今後は、寄せられた声を丁寧に分析してというお話もありました。そこで、どうやって改善していくのかというところを生かしていく仕組みをつくっていくことを求めるといようなことが必要かと思います。

それから、スマホ新法がいよいよ施行されてくるわけですが、これによって、アプリや広告など、いろいろな分野で公正な取引環境というのがさらに進むと期待しておりますので、今後の皆様方のご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。ご意見、コメント、何でも結構です。柳田オブザーバー、お願いいたします。

○柳田オブザーバー とりまとめ、大変お疲れさまです。デジタル広告分野のとりまとめについて、1点だけ修正をご検討いただけたらと思って発言させていただきます。資料1の15ページに「媒体審査における慎重な判断」とありますが、その下に「悪質な広告等の排除とのバランスを取りつつ」とありまして、これは広告主のアカウントの審査を指しているものと思いました。ただ、右側の枠の取組み状況と会合意見は、媒体審査のことであると思います。これは資料4の34ページの3-3.のタイトルも同じとなりますが、「広告媒体の審査における慎重な判断を行う仕組みについて」とあるのですが、この内容を見ますと広告主のアカウント審査のことにも言及されていますので、媒体の審査だけではないということになりますと、例えば「広告・媒体の審査における」という修正をするなど、何か修正をしたほうがよいのではないかと思います。これは15ページも同じです。些末な点ですが、ご検討いただければと思います。以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。今、34ページのほうは、「広告・媒体」となっています。これは広告と媒体という分け方でよいのですか。

○柳田オブザーバー 「広告媒体」というと1つの単語と見なされまして、あくまでも媒体のこととなってしまいますので、この中身に関しては、広告主のアカウント審査、あるいは広告審査のことと、それから媒体の審査のことと、仲介型のプラットフォームの両方のことが書かれているということですので、媒体の審査ということだけではないので、このタイトルを変えたほうがよいのかなと思いました。

同じように、概要のほうの15ページの「媒体の審査における」とありまして、この取組み状況と会合意見のところを読むと、媒体審査のことだけを指摘しているのかなとも読めるのですが、左側の枠のタイトルが「媒体審査における慎重な判断」となっています。そして、その下のポツが「悪質な広告等の排除とのバランスを取りつつ」と書いてあるところが、媒体の審査ということとは少し齟齬があるなと感じましたので、広告主のアカウント審査のことも含めて指摘をしている章のとりまとめということであれば、「広告・媒体審査」とする、もしくは、「広告主・媒体アカウント等の審査」などとするなど、何らか媒体審査だけではないことに言及しているということにしたほうがよいのであれば、タイトルを変えろというのも一案かなと思います。そうでなければ、このポツの内容を調整するということかなと思いました。

○岡田座長 趣旨がよくわかりました。広告主と媒体と両面の行為に言及しているので、タイトルは誤解ないようにというご意見に受けとめましたけれども、事務局のほうで修正可能でしょうか。

○岩谷室長 そうですね、はい。問題のスコープに合わせたタイトルにできればと思いますので、修正をしたいと思います。

○岡田座長 ありがとうございます。

そのほか、コメント、ご意見はありますでしょうか。ありませんか。まだご発言いただいていない委員の方、オブザーバーの方、もし何かありましたら。全員が発言しなければいけないわけではないのですが、もし何かありましたらご意見をいただければと思います。百歩委員、手が挙がっていますでしょうか。お願いいたします。

○百歩委員 お願いします。とりまとめ（案）への修正コメントではありませんが、2点ほどコメントしたいと思います。

1点目ですが、何か事業者の参考になるようなことが検討できないかなと思ひまして、今後に向けてのコメントです。苦情の定義が限定的というコメントが複数あったかと思ひます。定義や管理方法は各社で決定すべきものですが、各社で苦情の定義に差異があると、横並びでの比較は難しく、数字だけがひとり歩きする可能性が懸念されます。そのため、苦情の定義の指針や方向性を制度側から示すこともよいのではないかと思ひました。ただし、定義を変更するとなると、データの集計方法が変わるほか、システム改修やプロセス変更などが発生することもあるので、対応が難しい可能性も想定されます。例えば年次報告書に記載する数字については、定義の指針を参考に報告・開示してもらうなど、事業者にあまり負担をかけない形でのよい方法が今後検討できればと思ひました。

2点目ですが、今回の会合の運営方法についてです。質問のやり方については、各先生方からも今のやり方がよかったので継続していければというコメントがあったと思ひます。

そこはすごく同意しています。

もう1点、最初に重点テーマをすり合わせたといったことも、今回あったかと思います。それによって、より重要な内容に議論や検討を注力させることができたというのもよかった点かなと思います。重要な点があるからこそ、逆にそれ以外の箇所についてコメントした場合はその点も個別事象として引き立ち、メリハリもきいてよかったと思うので、このあたりも今後継続していければよいかなと思いました。

以上になります。

○岡田座長 ありがとうございました。苦情の定義についてというご示唆がありました。横並びということは、なかなか難しいところもあるかと思うのですが、方向としては、できるだけ幅広く苦情の定義をとということを各社にお願いすると、こういう方向は一致していると思うのですが、そろえるのはなかなか大変かなという印象も受けるのですが、今の点、いかがですか。事務局、そのような横並びということはどこまで方向として目指せるものなのでしょうか。

○岩谷室長 岡田先生、ありがとうございます。百歩先生もありがとうございます。できるだけ苦情を広く拾うというのが、モニタリング会合での議論の方向性だと思います。各社さんにおいて、利用事業者様からの様々な声を把握されているそれぞれの仕組みがあると思います。その仕組みの中でどういう数字であれば、把握しやすい、カウントしやすい、分析しやすいというのがあると思いますので、より広くという目標に向かって一步一步各社さんの取組みを進めていくという部分については、今から始めると多少違いも出てくるのかなと思いますので、全体としては広がっていくように、広い範囲を拾っていただくように、議論を重ねていくというような、着実に一步一步というようなアプローチがいいのではないかと思います。その中で、ガイダンスのような、例えばこのような要素はどのようなかというようなご議論や、またその議論をガイドするようなものが必要になってくることもあると思いますので、各社さんの取組みを見ながら、また皆さんともご相談できたらなと思っております。

○岡田座長 ありがとうございます。百歩委員、今の事務局のご意見で、方向でというようなことなのですが、よろしいですか。

○百歩委員 理解は一緒です。各社一律の定義を制度側から提示するということは、私もそこは Too Much と思っておりますので、定義自体は各社で決めるところはよいと思っています。ただ、「広く」と言いましても、どこまでをどう広げていったらよいのか、なかなかつかみづらい点もあるかなと思ったので、そのような意味で、こういうのを入れてほしいというような、指針や方向性を示すといったところであればよいのではないかなという意図でのコメントでした。ですので、理解は合っているかなと思います。ありがとうございます。

ます。

○岡田座長 ありがとうございました。
続きまして、善如委員、お願いいたします。

○善如委員 はい。よろしくお願いします。すみません。少し遅れて参加することになりまして、既にされた議論だったら申し訳ないのですが、まずとりまとめ(案)に関しては、何ら異論はありません。とりまとめいただき、ありがとうございました。

進め方に関して、今年度のモニタリング会合の中で気づいた点をいくつか共有させていただければなど、その程度のコメントです。

1つは、モニタリング会合は、やはり利用事業者の方々や、もちろん一般のユーザーの方々もそうですし、広く言えば国民の皆様全員の声を代弁するような形で、プラットフォーム事業者さんに対してモニタリングを行わせていただくという立場です。その中でアンケートの調査結果やヒアリングから出てきた情報は、大変有益なものです。それを最大限生かして我々もモニタリングと言いましょうか、ヒアリングにあたらなければならないと今年度はすごく感じました。もちろんそれらの情報は今年度のとりまとめに際しましてもかなり重要な役割を占めまして、様々な場面で活躍してきたと存じます。少なくともデジタル広告はそうですし、他の分野もそうだと思います。

そのようなことを踏まえますと、モニタリング会合としても、アンケートの内容やヒアリングの内容にもう少しコミットしていくことは、モニタリング会合の目的に照らし合わせても有意義なことなのかなと少し思いました。受け身の形で声が届くのを待って、それを踏まえて行動するというよりかは、もう少しこちらかもアクションを起こすということも1つの方法として、今後のモニタリング会合を有益に進めていくために重要なかなと思いました。

そうしたものを来年からすぐにしようというほど簡単な問題ではありませんので、長い目で考えることだと思いますが、そのような試みがうまく進んでいけば、アンケート調査結果を我々は手元に持っていて、プラットフォーム事業者さんから今年度の報告書はこれですと情報が上がってきたときに、手元にある情報と突き合わせて、確かにそのような声がちゃんと届いていますねということや、いや、少し微妙に合わないところがあるかもしれませんねということで、モニタリング会合のヒアリングにおける議論も、すごく円滑かつ効率的に意味のあるものとなっていくと思います。なので、そのような方向性も可能性の1つとして考えてみるのはどうかと今年度は個人的に感じておりましたので、この場をおかりして皆様に共有させていただけたらと思って発言させていただきました。

単なるコメントです。私からは以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。
続きまして、増島委員、よろしくお願いします。

○増島委員 恐れ入ります。ありがとうございます。発言をしにくい場所にいましたが、移動しました。まず今年のとりまとめは大変非常に見やすくなって、今回は4回目ということで、一部は3回目ですが、とりまとめの仕方も非常に見る人に見やすいというものになっているなと思いながら拝見していたところです。また、やり方も、初めはどうしても徒手空拳となる面もあったのですが、毎年毎年改変をしていただきまして、この改変のやり方も始まる前の段階でいろいろご相談をいただいて、我々から意見をいただく前から、実際は事務局の皆さんが非常に大量の準備をしていただきました。その結果、なかなか手が届かないところに一步一步毎年届くようになっていて、このように思っておりまして、大変感謝をしているところです。

このプロセスそのものは非常に日本っぽいというか、よい意味で日本っぽい、まじめに一步一步やるということになっていて、これはこれで素晴らしいと思っているところです。ただ、日本の方法が普通であるのか、若干わからなくて、先ほど欧州で意見交換をしているとの話もありましたが、欧州とはパースペクティブが異なるなど、そのような点があるのかないのか分からないプロセスを続けてきているというところもあったりしています。特に今回はそうですが、事前の勉強会というのを非常にやっていただいて、いろいろインプットをいただいているということですが、このインプットのところは、もし来年少し我々のほうで視野を広げるようなインプットというのがもし可能であれば、そのようなやり方や、もしくは多分こんなに「苦情、苦情」と言っているのは日本だけなのではないかなど、わからないですが、我々も毎年やっていると何か少し視野が狭くなってきてしまうという部分があるように思いますので、この点もインプットいただけると、よりよい形での説明型での提案も可能となるのではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○岡田座長 ありがとうございました。

そのほか、ご意見はありますでしょうか。

流れとしては、5月に定期報告書が出てから事務局のほうで事前相談やヒアリングの事例などを我々にインプットしていただき、その上でいろいろなプロセスについての検討を進めていくという流れで、ことしは非常に的確にご準備いただきながら進めてこられたということで、テーマの重点化もそのようなことを踏まえた形で非常に効果的な形で進めてこられたのかなと、こういうような印象を私も持っています。他の委員の皆さんと私も本当に同じような意見を持っているのですが、そのような意味では大変効果的だったかと思っております。

あと、更問を2周実施しましたよね。その点も結構大変だったと思うのですが、あれは、来年もあのような形でやるのか、それとも何かもっと効果的・効率的なやり方はあるのか、そのようなことも、もう少し検討してもよいのかなと感じております。あれは、事務局の皆さんの大変だと思うのですが、事業者にも相当負荷がかかる話かなと想像はします。あれを

2ラウンドやれる形がよいのか、あるいは1ラウンドにもっと圧縮する格好で、もっと事前に質問等を精選するなり、深掘りするなりという形でできるのかなど、そのようなことは来年度に向けてですが、何かご検討いただけるとよいと思います。時期的に会合が非常に短い間隔でたくさん開かれると、皆さん、我々はもちろんあれですが、事務局もなかなか大変ではないかと想像しますので、そのあたりのタイムラインの作り方を少し検討していく余地はあるのかなということは少し感じております。

今、私が確認できるところでは手は挙がっていないようなのですが、よろしいでしょうか。特にご発言いただいていない方はいらっしゃるのかな。指名しても大丈夫ですか。せっかくおいでいただいているということですので、武田委員、何かいかがですか。

○武田委員 ご指名ありがとうございます。

まず、事務局の皆様にはこれまで本当にご尽力いただきまして、どうもありがとうございます。とりまとめ（案）に異論はありません。今の岡田先生の話の流れで、今回のやり方は、私もよかったのではないかと思います。事業者の方の意見というものも知りたいなと思いましたので、ぜひその点を確認いただければと思いました。以上です。ありがとうございます。

○岡田座長 ありがとうございます。

あと、委員では、和久井委員、今、入っておられますか。和久井委員、もし何かコメントがありましたら。

○和久井委員 少しネットの調子が悪くて動画をオフにしたり、途中で出入りがあったり失礼いたしました。

おまとめいただきまして、ありがとうございます。また、ここに至りますまで、大変丁寧に分析を進めてくださって、更間なども丁寧に作り込んでいただいて、本当に感謝しております。ありがとうございました。進め方につきましては、他の委員からもご発言がありましたけれども、かなり実質的に深いお話ができたのではないかと感じておりまして、その辺からも改めまして感謝申し上げます。

特にこのところを修正をというような願いは、私からはないです。他の委員もこれからの在り方みたいなことについて若干ご発言がありましたし、その点についてお話ししてよいということでしたので、本当に非常に大きなこととなりますが、お話させていただければと思います。

デジタル分野において、透明化法は、何もないよりはよかったなということ言えて、大きな一歩ではあったと思います。アプリストアについては、スマホ競争促進法が施行されることになり安堵していますし、透明化法でも、モール関係で一定の措置をとるところまできて、本当によかったと思います。このように抽象的で作り込みの度合い低い法律を、ここまでのものにされてきた委員と事務局の努力に、お礼と尊敬の念を非常に強く持っていま

す。

他方、この法律ないしこの制度は、大変、時間がかかるものであるとは思っております。これはモニタリング会合の委員の先生方のせいではなく、ゆっくりではあっても、ここまで来たことは素晴らしいことです。ただ、最初から、法律に、やってはいけないことや、こうしなければいけないこと、この部分は是非改善すべきということなどを書いておいて、違反があれば直ちに命令ができるような形の法律になっていれば、もう少し早くに、いろいろなことが進んだのだらうなと思います。

私は、デジタル広告について担当しました。この分野については、特に、アメリカで訴訟などが進んでいるのに対して、日本では、そこで扱われているような非常に深刻な問題が手つかずに近いような状態でありつつけていることに危機感を持っています。

透明化法は、どこまでいっても、透明にする義務を課すものでしかない、ということから来る制約のようなものに、2年と少しの間、もどかしい思いをしながら過ごしてきました。

そうした踏み込んだ対応ができるのか、そうするとして、それが透明化法になるのかは、わかりません。私は、立法で、いろいろなことを義務づけたり、禁止したりすることを、もう少し、するとよいのではないかなと思いますが、それが果たして現実性があることなのかどうなのも、私には、わかりません。将来に期待ができるのかどうかも、わかりません。ただ、今後は、とにかく見守って、できることはしていきたいなと思いながら過ごしていくことになるのだらうなと思います。

最後に、関係している委員の先生方とオブザーバーの皆様と、経済産業省のご担当の方々には重ねて厚く御礼を申し上げます。以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。そうですね。和久井先生がおっしゃるとおり、世界に目を転じると、いろいろな問題が噴出していて、訴訟も非常に活発に行われているという中で、日本の中でそのようなこともウォッチしながら問題意識を持って取組んでいくことが大事ななと感じました。この透明化法でできることは、もう法律の建て付け上で限られているということで、そのような中でできることをやっていくということにならざるを得ませんが、とは言え、そのようなことでいろいろ情報発信をしていく中で、関連法令はいろいろあるわけです。そのような中で、いろいろ取組みは各省庁で行っていただくということが大事なことかなと感じております。いろいろ問題があるかとは思いますが、できる限りのことを進めていくということで、ぜひ今後も取組んでいただければなと期待しております。

ほぼ一通り皆様からご意見をいただいたように思いますが、よろしいでしょうか。もし何か追加でご意見、コメントなどがありましたらいただければと思います。小出オブザーバー、もし何かご意見、コメントなどありましたら、いただけますでしょうか。

○小出オブザーバー では、私のほうから感想を1つ述べさせていただきます。

本当にとりまとめまで、事務局の皆様、お疲れさまでした。とりまとめ（案）も、それから今日のパワーポイントも非常にわかりやすくできていると思いますし、とりまとめ（案）

の中身については、私も全く異存はありません。いろいろな方のご指摘があったように、ことしは非常にテーマを絞るということで深掘りができたというよい面があったと思います。ただ、一方で、これはトレードオフになるのですが、昨年まで議論していた中で、今回のとりまとめの重点項目に入らない問題点がいくつかあったと思います。それらの項目を来年や再来年どのようにしていくのか、議論の対象として扱わないとなると、それらの問題点は、忘れ去られていってしまうことになりかねないかなというところが、1点気になるところです。この点は、来年始まる段階で、いろいろとご検討していただければと思っている次第です。

私からは以上です。

○岡田座長 ありがとうございます。重点テーマをできて深掘りができたということの裏側の話になりますが、どうしてもそのようなトレードオフがあるのかなとは思いますが、来年度に向けてということで、ぜひまたご検討をいただければと思います。

一通りご意見をいただいたところかと思いますが、もしこれ以上、コメント、ご意見等がないようでしたら、今年度のモニタリング会合意見とりまとめということに進めていきたいと思います。今日もいろいろ有益なご意見をたくさんいただいたと思います。そのようなことを踏まえまして、いくつか修正のご意見があったかと思いますが、それについては、また改めて事務局のほうでご検討いただき、必要な場合は委員、オブザーバーの方と調整をしていただくということで進めていただく、そのようなことでよろしいでしょうか。

○岩谷室長 はい、承知いたしました。

○岡田座長 ありがとうございます。

それでは、それを踏まえた上で、あとは座長の私にとりまとめ（案）について、ご一任をいただくということで、とりまとめを進めてよろしいでしょうか。特にご異議はありませんね。異議ありと言われると困りますが。

ありがとうございます。それでは、座長のご一任いただいたということで、今後、公表に向けて進めさせていただければと思います。

皆様、これまで非常に濃密に多くの時間をかけて、非常に熱心にいろいろな形でご参画、ご議論いただいたと思います。改めまして、この場を借りまして皆様に厚く御礼を申し上げます。また、事務局も大変効率的に議事を進めていただきまして、特にことしは資料が見やすかったと思います。とりまとめの資料が大変見やすく、それを読むだけというわけにいかないのですが、でも、それを読むと大体全体の流れがよくつかめて、ポイントがよくつかめた大変わかりやすい資料をお作りいただいたと思っております。そのような点でも改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

このモニタリングレビューのプロセスは、今後とも継続していくものです。デジタルプラットフォーム事業者の皆様には、今回のとりまとめも踏まえて、運営改善に努めていただき

たいと思っております。委員及びオブザーバー各位におかれましては、引き続き本会合へのご協力ということをお願いいたしたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、最後に、商務情報政策局、渋谷審議官からご挨拶をいただきたいと思います。

○渋谷審議官　審議官の渋谷です。

委員、オブザーバーの皆様におかれましては、ご多忙の中、本年6月30日から本日まで、非公開の会合を含め計8回にわたり本会合にご参加いただくとともに、それぞれの専門的なご知見を踏まえ、多様な視点からご議論を重ねていただきました。厚く御礼申し上げます。本日も、個別の修正事項のほか、情報発信が大事であることや、AIについても目を向けるようにというような重要なご指摘もいただいたと思いますので、それも踏まえて対応していきたいと思えます。

既に今日も複数の先生方からコメントをいただいておりますが、改めまして、今年度のモニタリング会合は、委員、オブザーバーの皆様同士のご議論を活発に行っていただく観点から、3点、運営方法の変更を行いました。

1点目は、デジタルプラットフォーム事業者各社について、3つ程度の重点テーマに絞って議論を行っていただきました。

2点目は、会合の中でデジタルプラットフォーム事業者へのヒアリングは実施せず、書面を通じたやりとりをもとに、委員、オブザーバーの皆様にご議論をいただく形式といたしました。事務局と事業者各社とは、岡田先生からもおっしゃっていただきましたが、結果的に2往復いたしました。これについては一定程度の論点の深掘りができて、有意義であったのではないかと考えております。これは、様々な先生からもご意見をいただきました。ありがとうございます。

3点目は、昨年までは完全なオンライン形式で開催をしておりましたが、今年はリアルとオンラインのハイブリッドによる開催とさせていただきます。ご案内のとおり、本年12月にはアプリストア分野は、透明化法から公正取引委員会所管の、いわゆるスマホ法に移管され、また来年度からはデジタル広告分野で TikTok に対するモニタリングレビューが始まります。こうした新しい動きや今年度の運営方法の総括も踏まえながら、岡田座長初め、委員、オブザーバーの皆様には、次年度の会合の運営方針等についてご相談をさせていただきたいと考えております。

経済産業省としましては、本会合のとりまとめ意見を参考としつつ、今年度の経済産業大臣による評価の案を作成、また公表し、パブリックコメントを募り、その結果を踏まえ、年内に最終的な評価をとりまとめ、公表する予定です。

最後になりますが、岡田座長はじめ、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

3. 閉会

○岡田座長　ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○岩谷室長 岡田先生、ありがとうございます。委員、オブザーバーの皆様、関係省庁、指定事業者の皆様、また会合関係の経産省委託事業に参画された皆様におかれましては、本日まで多大なるご尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。

 本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、皆様にご確認いただいた後、公表することを予定しています。

 また、会合意見とりまとめにつきましては、座長とご相談の上、とりまとめものを公表させていただく予定です。公表日時につきましては、決まり次第ご連絡申し上げます。ありがとうございます。

○岡田座長 ありがとうございます。

 それでは、以上をもちまして本日の議事は終了といたします。

 本日も忙しい中をお集まりいただき、まことにありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

以上